令和７年度　奥伊勢広域行政組合

人事行政の運営等の状況

1　職員の任免及び職員数に関する状況

（１）新規採用試験【競争試験】　【令和７年４月１日採用】

職　種	試験区分	受　験　者　数			採　用　者　数		
		男性	女性	計	男性	女性	計
一般事務職	初　級	０人	２人	２人	０人	０人	０人

（２）退職者数【令和７年度中】

区　分	定年退職	応募認定退職	普通退職等	計
一般事務職	０人	０人	０人	０人

（３）職員数【令和７年４月１日現在】

条例定数 （A）	職　員　数 （B）	比　率 （B／A）
３人	２人	66.7%

2　職員の給与の状況

（１）人件費の状況【令和７年度一般会計決算】

管内人口 （R7.4.1）	歳出額 （A）	実質収支	人件費 （B）	人件費率 （B／A）
13,672 人	172,761 千円	42,775 千円	16,252 千円	9.4%

（注）管内人口は、下水道人口除く。

（注）人件費には、児童手当及び特別職に支給される報酬が含まれています。

（注）職員手当には、退職手当は含まれていません。

（２）職員の初任給の状況【令和７年４月１日現在】

区　分	初　任　給	採用２年経過日給料額
一般行政職員（大学卒）	225,600 円	236,300 円
一般行政職員（短大卒）	213,100 円	224,100 円
一般行政職員（高校卒）	200,300 円	211,600 円

（注）採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者が２年後に受けることとなる給料額について掲げたものである。

（３）一般行政職員の級別職員数の状況【令和７年４月１日現在】

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主査	事務次長	事務局長	参事	
職員数	１人	０人	０人	０人	０人	１人	２人
構成比	50%	0%	0%	0%	0%	50%	100.0%

（４）年齢別職員構成の状況【令和７年４月１日現在】

年齢区分	職員数	構成比	年齢区分	職員数	構成比
20 歳未満	０人	0%	40～43 歳	０人	0%
20～23 歳	０人	0%	44～47 歳	０人	0%
24～27 歳	０人	0%	48～51 歳	０人	0%
28～31 歳	０人	0%	52～55 歳	０人	0%
32～35 歳	１人	50%	56～59 歳	０人	0%
36～39 歳	０人	0%	60 歳以上	１人	50.0%
計				２人	100.0%

（５）期末・勤勉手当、退職手当状況【令和７年度一般会計決算】

期末・勤勉手当			退職手当		
支給月	期末手当	勤勉手当	勤続年数	自己都合	応募・定年
６月期	1.25 月分	1.05 月分	勤 続 20 年	19.66950 月分	24.586875 月分
12 月期	1.275 月分	1.075 月分	勤 続 25 年	28.03950 月分	33.270750 月分
計	2.525 月分	2.125 月分	勤 続 30 年	34.73550 月分	40.803750 月分
職務の級等による加算措置（5～15%）			勤 続 35 年	39.75750 月分	47.709000 月分
			最高限度額	47.70900 月分	47.709000 月分

（６）その他の手当【令和７年４月１日現在】

種　別	内容、支給単位	
扶養手当	配偶者	3,000 円
	子	11,500 円（満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日後の 3 月 31 日までの間にある子については 5,000 円加算する。）
	その他の扶養親族	6,500 円
住居手当	借家・借間居住者	家賃月額に応じて最高 28,000 円

通勤手当	自動車等使用者	使用距離に応じて最高 38,700 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員	参事 45,000 円

（７）特別職の報酬等の状況【令和７年４月１日現在】

区　分	報酬の年額	区　分	報酬の日額
管理者	6,000 円	情報公開・個人情報保護審査会委員	10,000 円
副管理者	5,000 円		
組合議員	5,000 円	行政不服審査会委員	10,000 円
監査委員（識見を有する者）	15,000 円		
監査委員（組合議員）	5,000 円		

３　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間等の状況【令和７年４月１日現在】

区　分	勤　務　者
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（7 時間 45 分）
休憩時間	正午～午後 1 時 00 分（1 時間 00 分）
週休日	土曜日・日曜日
休　日	国民の祝日に関する法律（S23 法律第 178 号）に規定する休日 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）

（２）休暇の種類【令和７年４月１日現在】

種類	内　容	
年次休暇	労働基準法第３９条の規定に基づき与えられる有給の休暇です。 １年につき最高２０日間付与される。（前年からの繰越分：上限２０日間）	
病気休暇	負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明書等に基づき、療養のため勤務しないことが認められる必要最小限度の期間、その療養に専念させる目的で、設けられた有給（一定期間経過後に俸給が半減される。）の休暇です。	
特別休暇	結婚、出産その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。	
	主な取得事由	休暇日数
	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人等として国会、裁判所等へ出頭する場合	必要と認められる期間

特別休暇	骨髄移植に伴う検査、入院等する場合	必要と認められる期間
	日本赤十字社が行う血液事業に協力する場合	必要と認められる期間
	自発的に報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	暦年において 5 日の範囲内
	結婚する場合	連続する 5 日の範囲内
	不妊治療に係る通院等の場合	暦年において 5 日(体外受精に係るものである場合 10 日）の範囲内
	８週間以内に出産予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの期間
	女性職員が出産した場合	8 週間までの期間
	生後１年に達しない子を育てる職員が保育のため授乳等行う場合	１日２回各３０分以内の期間
	職員の妻が出産する場合	2 日の範囲内
	育児に参加する場合	出産予定日の 6 週間前から 1 年までに 5 日の範囲内
	小学校就業前の子の看護をする場合	暦年において 5 日の範囲内
	要介護者の介護の世話をする場合	5 日の範囲内
	親族が死亡した場合	連続する「親族関係に応じた日数」の範囲内
	父母の追悼のための特別な行事を行う場合	1 日の範囲内
	夏季休暇	7 月～9 月の期間内における 5 日の範囲内
	地震等の災害により職員の現住居が損壊等した場合	7 日の範囲内
	地震等の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
	地震等の災害において退勤途上の身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間
育児休業	当該養育する子が３歳に達するまでの期間（無給）	
介護休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する 6 月の範囲内の必要な期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。	

（3）育児休業等取得者数【令和７年度】

項目		取得者数		
		男性	女性	合計
育児休業		－	1人	1人
育児短時間勤務		－	0人	0人
部分休業		－	0人	0人
特別休暇	配偶者出産休暇	－		－
	育児参加休暇	－		－
	子の看護休暇	－	0人	0人

4　職員の分限及び懲戒処分の状況

職員の分限処分及び懲戒処分の状況【令和７年度】

分限処分		懲戒処分	
免職	0人	免職	0人
降任	0人	停職	0人
休職	1人	減給	0人
		戒告	0人

5　職員の服務の状況

地方公務員法第３０条は、服務の根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

また、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

地方公務員法が定める服務規程
【第３２条】　法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 職員は、その職務の遂行に当っては法令、条例等を遵守し、かつ(違法が明白な場合を除き)上司の命令に従わなければならならない。
【第３３条】　信用失墜行為の禁止 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、勤務時間外、職務外の行為であっても、法令順守義務の違反や特別区の信用を傷つけ、職員の職全体の不名誉となるような行為は禁止されている。
【第３４条】　秘密を守る義務 「守秘義務」ともいわれ、秘密とは、一般に知らされていない事実であって、それを一般に知らせることが一定の利益侵害になると客観的に考えられるものを指す。この義務に違反した場合は、懲戒処分に加え、刑罰が科されることがある。

【第３５条】　職務に専念する義務 勤務時間中は職務に専念する義務があり職務に関係ないことをしてはならない。この義務は年次有給休暇や研修など、法律または条令に特別の定めがある場合にのみ免除される。
【第３６条】　政治的行為の制限 職員の政治的中立性を確保し、かつ、保証することによって、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに、職員が政治的行為を行わなかったことによって不利益な取り扱いを受けないことも保障される。
【第３７条】　争議行為等の禁止 憲法第２８条は、勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利を保障しているが、公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性に基づき、争議行為が禁止されている。
【第３８条】　営利企業への従事等の制限 職員が営利企業等に従事することは、職務の公正な執行をさまたげ、職務に専念する義務に悪影響を及ぼすおそれがある。私企業経営、アルバイト等に従事することは、勤務時間の内外を問わず制限されている。申し出によって任命権者の許可を受ければ、営利企業等に従事することができるようになる場合もある。

6　職員の福祉及び利益の保護の状況【令和７年度】

（１）共済組合負担金

地方公務員等共済組合法に基づく三重県市町村職員共済組合に対する負担金

金　額
1,890 千円

（２）職員の災害補償

公務災害認定件数								
負　傷				疾　病				合計
自己職務遂行中	出張中	その他	計	公務上の負傷に起因する疾患	職業病	その他公務起因性の明らかな疾病	計	
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

通勤災害認定件数		
出勤途上	退勤途上	合　計
0 人	0 人	0 人

地方公務員災害補償法（S42 法律第 121 号）に基づく地方公務員災害補償基金負担金
11 千円

7　公平委員会の業務の状況【令和７年度】

勤務条件に関する 措 置 要 求 件 数	不利益処分に関する 不 服 申 立 て の 状 況	合計
0 件	0 件	0 件

8　福利厚生事業の状況

当組合は、会員の福利増進はもとより、地方自治の振興に関する意識の向上を図り市町行政の円滑かつ能率的な運営に寄与することを目的として、県内の市町及び一部事務組合等で構成された「三重県市町職員互助会」に加入しています。

（１）互助会の運営

三重県市町職員互助会は、職員の掛金と加入団体の負担金により運営されています。

・職員掛金（個人負担）　・・・　給料月額の６／１００

・負 担 金（公費負担）　・・・　給料総額の４／１００

（２）互助会負担金及び公費を伴う事業等

年度	負担金	公費を伴う事業	財源内訳
令和７年度 （決算額）	27 千円	職場研修助成金 メンタルヘルス事業 カウンセリング事業	負担金 100％
		健康づくり補助金	掛金 40％・負担金 60％
		自己実現支援補助金	掛金 60％・負担金 40％
令和８年度 （予算額）	28 千円	職場研修助成金 メンタルヘルス事業 カウンセリング事業	負担金 100％
		健康づくり補助金	掛金 40％・負担金 60％
		自己実現支援補助金	掛金 60％・負担金 40％